様式第二十三（第１１条関係）

装備移転仕様等調整計画実施状況報告書

年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則（令和５年防衛省令第１４号）第１１条の規定に基づき、装備移転仕様等調整計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

１　装備移転仕様等調整計画認定番号

２　装備移転仕様等調整の目標の達成状況

３　実施した装備移転仕様等調整の内容

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第二十四（第１３条関係）

装備移転仕様等調整計画に係る改善命令書

番　　号
年　　月　　日

（認定装備移転事業者）　殿

防衛大臣

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）第１３条の規定に基づき、下記のとおり命令します。

記

１　装備移転仕様等調整計画認定番号

２　改善命令の内容

３　改善命令の理由

（教示）
この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。